

補償範囲を大幅に拡大!

傷害総合保険 + 労働災害総合保険 (使用者賠償責任条項)



業務災害補償プランのご案内

福島商工会議所の会員の皆様へ

改正労働安全衛生法の施行(2006年4月)、労働契約法の施行(2008年3月)など、近年、企業の安全配慮義務も厳格化の方向にあり、従来にも増して業務上の災害に対する企業の責任が重くなってきています。本プランは発足以降、多くの会員の皆様にご加入いただいております。会員の皆様がかかえる労災リスクを割安な保険料でカバーします。さらにオプションで、「天災(地震、噴火またはこれらによる津波)」によるケガや「熱中症」に加え、近年増加傾向にある「過労などによる脳・心疾患での死亡・後遺障害」についても補償可能となっております。この機会にぜひ一度ご検討ください。

お見積もりは**無料**です! お気軽にお問い合わせください。

※概要のご案内となります。詳しい内容については、お問い合わせ先までご連絡ください。



特長 1!

契約手続きが簡単です。
従業員の増減の通知も
医的診査・健康告知も
売上高の変動による手続きも



特長 2!

政府労災保険の支払認定を
待たずに、スピーディーな
保険金の支払が可能です。
入院保険金・通院保険金は、



特長 3!

使用者賠償責任条項では
使用者が負担する法律上の
損害賠償責任を補償。

**解決のための
費用も補償!**

(弁護士報酬や争訟・和解・調停・仲裁費用など)

不要!

1日目から補償!



特長 4!

日本商工会議所の全国一斉募集だから実現したスケールメリット。

最大 **約56%割安!** (※)

(傷害総合保険部分)

(※) 団体割引30%、過去の損害率による割引30%、役職員一括契約割引10% (売上高より換算した被保険者数が20名以上の場合) を適用した傷害総合保険部分の1名あたりの保険料割引率です。

ご関心のある方は以下に必要事項をご記入のうえ、本状のまま FAX (024-525-3566) してください。

【ご要望事項】 以下のご要望欄に☑を入れてください。

加入を検討したい パンフレットが欲しい 説明が聞きたい

【必要事項】

事業者名: _____ 所在地: _____

氏名: _____ TEL: _____

※ ご記入いただいた事項は保険商品や保険に関する各種ご案内に利用させていただきます。なお、ご案内を作成するために必要な範囲内で、ご記入いただいた事項を、取扱代理店または損害保険ジャパン日本興亜株式会社が取得することがありますので、ご同意のうえご記入ください。

「業務災害」を「経営のリスク」のひとつとして考えておられますか???

○万一の労災事故による従業員の死亡や後遺障害への不安はございませんか？
○ケガだけでなく、うつ病などの精神疾患などのメンタルヘルスの心配は？

●労働災害はこんなに発生しています！

「新規受給者*数」：平成24年度 607,237人

*新規受給者：その年度に新たに保険給付の支払いを受けた方の数 (出典)厚生労働省「労働災害補償保険事業の概況について」

交通事故と比べても・・・

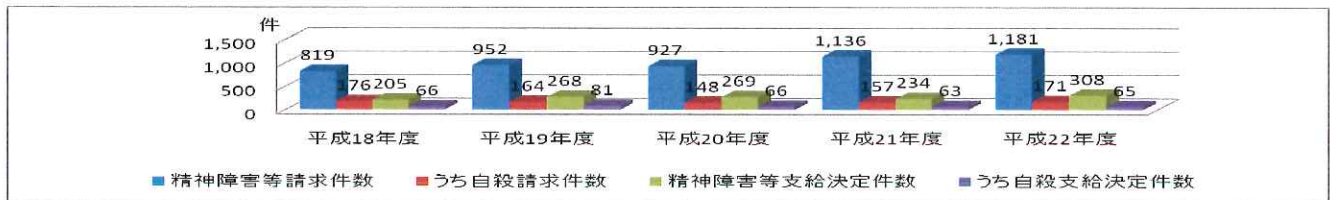
平成24年度交通事故死傷者数：829,807人
(出典)内閣府 平成25年交通安全白書

●特に精神障害など(メンタルヘルス)による労災認定が急増！

判決金額	日時	事故・判決の概要
1億9,900万円	2008年4月28日 大阪地裁	部署の配転に伴う集中残業により脳内出血で意識障害となる。過重労働が原因と認められる。
1億9,400万円	2010年2月16日 鹿児島地裁	レストラン支配人が脳過労障害。長時間労働に加えルマや人手不足などの事実を認定。
1億 692万円	2007年3月30日 大阪地裁	麻酔医が急性心不全死。最高月9回の宿直勤務、毎月90時間弱の残業。勤務時間の過少申告を認める。
1億 400万円	2009年2月 2日 釧路地裁帯広支部	係長がうつ病自殺。人員削減の中、係長に昇格。上司からの叱責もありうつ病を発症。
9,900万円	2009年12月2日 福岡地裁	工事現場監督が自殺。月120時間以上の時間外労働が続いていた事が原因と認める。



《精神障害などの労災補償状況》



(出典)厚生労働省「精神障害等に係る労災補償状況について」

労災リスク・経営リスクに備えて…

近年の判例においては2億円近いものも出てきております。高額な請求の場合、政府労災のみの加入だけでは補償が足りないケースも想定されます。万一のリスクに備え、この機会にぜひご加入・補償額の見直しをご検討ください！

【お問い合わせ先】

福島商工会議所 総合企画部 商工サービス課

TEL：024-536-5511 FAX：024-525-3566

引受保険会社：損害保険ジャパン日本興亜株式会社 福島支店 福島支店

TEL：024-523-1310 FAX：024-523-4717

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併して誕生した会社です。